

健保処理欄				
伺年月日	令和 年 月 日	常務理事	事務長	係
交付月日	令和 年 月 日			

マイナンバーカードに対応した医療機関等では、限度額適用認定証がなくても限度額を適用することができます。
マイナンバーカードをぜひご利用ください。

健康保険限度額適用認定申請書

①申請日		令和 年 月 日	②被保険者証		記号	
					番号	
③被保険者	氏名		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日	
④被保険者の住所		〒			ご連絡先(電話/E-Mail等)	
⑤適用対象者	氏名		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
⑥送付先住所 <small>※被保険者の住所と異なる 住所に送付希望の場合</small>		〒			ご連絡先(電話/E-Mail等)	
⑦入院/通院 予定期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日				
		<small>※有効期間:通常発行は3ヶ月、最長1年まで申請可能です(継続希望の場合は再度申請が必要)。 ※発効年月日:申請書を健保で受領した月の初日となり、前月に遡っての申請・発行はできません。</small>				
⑧入院/通院の理由	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 怪我 <input type="checkbox"/> 出産	⑨第三者に よるもの ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⑩けがの 場合の理由		

70歳未満の方が入院・通院されたときの窓口負担額を自己負担限度額までとするときに医療機関の窓口に表示する「健康保険限度額適用認定証」(以下「認定証」という)の発行を希望される場合にこの申請書を提出してください。

「認定証」の取扱注意事項

(1)「認定証」発行後に下記に該当したときは、再度申請書を提出していただきます。

・交付された「認定証」の有効期限後も、「認定証」が必要な場合

(2)次のいずれかに該当したときは、すみやかに「認定証」を返却してください。

- ①被保険者資格を喪失したとき
- ②適用対象者である被扶養者が被扶養者でなくなったとき
- ③適用対象者である被保険者または被扶養者が70歳に達する月の翌月に至ったとき
- ④「認定証」の有効期限に達したとき
- ⑤新たに「認定証」が発行されたとき

(3)保険医療機関等から入院医療等を受ける際には、保険医療機関等の窓口に被保険者証に添えて「認定証」を提示してください。

自己負担限度額の算出方法

区分	標準報酬月額	自己負担限度額
ア	83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
イ	53~79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
ウ	28~50万円	80,100円+(総医療費-267,000)×1%
エ	26万円以下	57,600円